

滋賀県建設工事等契約土木交通部審査会運営要綱

昭和 55 年 8 月 27 日制定

最終改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県建設工事等契約審査委員会規程（昭和 31 年滋賀県訓令第 28 号。以下「委員会規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県建設工事等契約土木交通部審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務および運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、土木交通部における建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約および委託契約のうち、次の事務を所掌する。

- (1) 建設工事に係る契約予定金額 2,000 万円以上 2 億円未満の一般競争入札参加者の競争参加資格の設定のための審査および契約予定金額 2,000 万円以上 の一般競争入札参加者の競争参加資格の確認のための審査を行うこと。
- (2) 建設工事に係る契約予定金額 2,000 万円以上 2 億円未満の指名競争入札の参加人の指名または契約予定金額 250 万円以上 3,000 万円未満の随意契約（プロポーザル方式の場合は、契約予定額 250 万円以上）相手方の選択もしくは決定の審査を行うこと。
- (3) 建設工事および土木施設に係る物件、労力その他の供給に係る契約予定金額 500 万円以上 5,000 万円未満の一般競争入札参加者の競争参加資格の設定のための審査および契約予定金額 500 万円以上の一般競争入札参加者の競争参加資格の確認のための審査を行うこと。
- (4) 建設工事および土木施設に係る物件、労力その他の供給に係る契約予定金額 500 万円以上 5,000 万円未満の指名競争入札の参加人の指名または契約予定金額 100 万円以上 1,000 万円未満の随意契約（プロポーザル方式の場合は、契約予定金額 500 万円以上）の相手方の選択もしくは決定の審査を行うこと。

(委 員)

第 3 条 審査会の委員は、土木交通部次長、建設工事等を所管する各課長および室長をもつて充てる。

(会長および会議)

第 4 条 審査会に会長を置き、土木交通部次長の職にある委員をもつて充てる。

- 2 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員をもつてその職務を代理する。
- 3 会長は、必要の都度、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければならない。
- 5 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(審査等)

第 5 条 各課長は、その所掌する事務または事業に係る建設工事等の契約に関し、一般競争入札を行う場合においては、一般競争入札の公告の原案を作成し、指名競争入札の参加人の指名を行う場合においては委員会規程第 3 条第 2 号に規定する有資格者名簿により、また、随意契約の相手方の選択または決定を行う場合においては有資格者名簿その他関係資料により、必要事項を考慮し、別紙指名予定業者審査調書により原案を作成し、審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により原案が提出されたときは、有資格者名簿その他関係資料により当該契約の履行の能力等を考慮して審査を行わなければならない。

(審査の結果に基づく措置の要求)

第 6 条 審査会は、前条第 2 項による審査の結果、当該原案の全部または一部が変更を要するものであると認めるときは、当該原案を作成した課長に対し、適当な措置を求めることができる。

(その他の審査)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事務以外の課長の専決に係る建設工事等については、一般競争入札

参加者の競争参加資格の設定もしくは確認の審査、指名競争入札の参加人の指名または随意契約の相手方の選択もしくは決定の審査は、課ごとに第3条の規定に準ずる委員をもって審査を行う。
(庶務)

第8条 審査会の庶務は監理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(適用除外)

第10条 暴風雨等により県が所管する土木建築施設に生じた被害の応急対策として、知事が別に定める協定に基づき実施する建設工事等については、この要綱は、適用しない。

付則 この要綱は、昭和55年8月27日から施行する。

(省略)

付則 この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成25年9月16日から施行する。

2 平成25年9月16日から同年11月15日までの間に発注する平成25年台風第18号による暴風雨により県が所管する土木建築施設に生じた被害の復旧工事(第10条に規定する工事を除く。)ならびに被害の状況の把握、災害査定に要する資料の作成等のために行う測量、設計、調査および点検業務に係る契約に対する第2条第1項の適用については、同項第2号中「契約予定金額250万円以上1,000万円未満」とあるのは「契約予定金額1,000万円以上2,000万円未満」と、同項第4号中「契約予定金額100万円以上500万円未満」とあるのは「契約予定金額500万円以上1,000万円未満」とする。

付則 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。